

大蔵委員会 議録 第五十八号

昭和二十七年四月二十六日(土曜日)
午前十一時三十四分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君
理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
理事 佐久間 徹君 理事 内藤 友明君
理事 松尾トシ子君
大上 司君 川野 芳満君
島村 一郎君 清水 逸平君
苦米地英俊君 三宅 則義君
高田 富之君 深澤 義守君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君
大蔵事務官(日本 久米 武文君
専売公社監理官) 佐藤 一郎君
大蔵事務官(主 内田 常雄君
計局法規課長) 河野 通一君
大蔵事務官(大蔵事務官(銀行局長) 大月 高君
大蔵事務官(銀行局長) 森本 潔君
厚生事務官(大臣官房官 立公國部長)

委員外の出席者

大蔵事務官(管財局長) 木村 三男君
大蔵事務官(管財局長) 高橋 俊英君
大蔵事務官(銀行局長) 前田 光壽君
建設事務官(住宅局長) 椎木 文也君
局資金運用課長 黒田 久太君
局住宅金融課長 専門員 黒田 久太君
専門員 黒田 久太君

四月二十六日

委員宮原幸三郎君辭任につき、その

第一類 第六号

大蔵委員会議録第五十八号 昭和二十七年四月二十六日

補欠として水田三喜男君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十四日

塩専売法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七七号)

同月二十五日
理容、美容業者に対する所得税適正化の請願(深澤義守君紹介)(第二三七七号)

在外資産の調査に関する請願(久保田鶴松君紹介)(第二三八五号)

未復員者給与法による療養患者の給付費引上げ等の請願(武藤運十郎君紹介)(第二三八八号)

鹿地内内の塩水泉開発に関する請願(今村忠助君紹介)(第二三九三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

国有財産特別措置法案(内閣提出第五九号)

国民貯蓄債券法案(内閣提出第二二一号)

設備輸出為替損失補償法案(内閣提出第一二八号)

国立病院特別会計所屬の資産の譲渡等に関する特別措置法案(内閣提出第一六三三号)

製塩施設法案(内閣提出第一七六号)

塩専売法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七七号)

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(内閣提出、議決第一号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。
去る二十三日本委員会に付託に相なりました製塩施設法案、及び一昨二十四日同じく付託に相なりました塩専売法の一部を改正する法律案の両案を一括議題として、まず政府当局より提案趣旨の説明を求めます。政府委員西村大蔵政務次官。

製塩施設法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 建設事業の補助(第三条・第四十一条)

第三章 製塩施設の保全措置(第十二条・第十三条)

第四章 雑則(第十四条・第十六条)

第五章 罰則(第十七条・第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国内における塩の生産を維持増進し、もつて日本専売公社(以下「公社」という。)の行う塩に関する国の専売事業の健全な運営に寄与するため、塩田、濃縮施設又は塩田防災施設(以下「塩田等」という。)の改良、新設又は災害復旧を目的とする事業(以下「建設事業」という。)を施行する者に対し、その事業に要する費用につき、公社に補助を行わ

せるとともに、製塩施設の保全及びその効用の維持のための措置をとることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「塩田」とは、塩又はかん水(塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)第一条第一項又は第三項に規定する塩又はかん水をいう。以下同じ。)採取の目的に供される土地をいい、この目的に供される当該土地の附屬施設で濃縮施設及び塩田防災施設以外のものを含むものとする。

2 この法律において「濃縮施設」とは、通常枝じょう架又は濃縮台と称されるものその他自然力を利用して、塩若しくはかん水採取し、又はかん水の濃度を高める目的に供される施設をいう。

3 この法律において「塩田防災施設」とは、塩田又は濃縮施設の附屬の堤防でこれらのものの災害を防止するために必要なものをいい、当該堤防の附屬施設を含むものとする。

4 この法律において「製塩施設」とは、塩田、濃縮施設その他塩又はかん水製造の目的に供される施設(土地を含む。)及び塩田防災施設をいう。

5 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生じた災害をいう。

6 この法律において「災害復旧事業」とは、災害にかかった塩田等を原形に復旧する事業で、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものをいう。

7 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった塩田等を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするもののうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

8 前二項の場合において、塩田等の災害にかかった箇所が五十メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事及び塩田等の災害にかかった箇所が五十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事で当該工事を分離して施行することが当該塩田等の効用上困難又は不適当であるものは、一箇所の工事とみなす。但し、当該工事に係る事業を施行する者が二以上あるものについては、この限りでない。

9 この法律において「改良事業」とは、左の各号に掲げる事業をいう。

一 塩田防災施設の改良又は新設

二 用排水施設(塩又はかん水を採取するために、海水又はかん水を引き入れ、たくわえ、又は排出するための施設をいう。)の改良又は新設

三 荒廃塩田地盤の改良

第二章 建設事業の補助

(災害復旧事業の補助金の交付)

第三条 公社は、災害復旧事業を施行する者に対し、予算の範囲内で、当該事業の事業費の一部に相当する金額を補助金として交付することができる。

2 前項の規定による補助金の金額は、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一 塩田及び濃縮施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の五

二 塩田防災施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の六・五

3 前条第七項に規定する災害復旧事業の事業費のうち災害にかつた塩田等を原形に復旧するものとした場合に要する金額をこえる部分(以下「超過事業費」という。)に

ついての第一項の規定による補助金の金額は、前項の規定にかかわらず、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一 塩田及び濃縮施設に係るもの 当該超過事業費の十分の四

二 塩田防災施設に係るもの 当該超過事業費の十分の五・五

4 第一項の規定による補助金を交付する災害復旧事業の事業費は、当該事業に係る工事のため直接必要な材料費、労務費、敷地の買収費及びその他の諸役務費の合計額に雑費を加えたものとする。

5 第一項の規定による補助金は、

日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三条の十三第一項の規定による専売納付金の計算上当該補助金を支出した事業年度の損失に算入する。

(災害復旧補助金の申請)

第四条 前条第一項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、災害が発生した日から二箇月以内、当該災害復旧事業の事業費についての補助金の交付申請書(以下「復旧補助金交付申請書」という。)に補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書を添えて、公社に提出しなければならない。

(災害復旧補助金の決定)

第五条 公社は、前条の規定による復旧補助金交付申請書の提出があつた場合においては、その補助金の交付を受けようとする事業の内容を審査し、当該事業が災害復旧事業に該当し、且つ、第一条に規定する目的に照らし必要なものであると認めるときは、災害復旧事業に係る工事に関する技術的事項及び当該事業に要する標準的費用についてあらかじめ公社が定めた基準に従い、第三条の規定により交付することができる補助金の範囲内で、その交付すべき補助金の金額を決定しなければならない。

2 公社は、前項の規定により決定した金額の補助金を交付する場合においては、その補助金を交付する事業が同項に規定する公社が定めた基準に適合したものとなるように、前条の規定により提出された事業計画書の内容に必要な変更

を加えるべき旨の条件その他必要な条件を附することができる。

(改良事業の補助金の交付)

第六条 公社は、改良事業を施行する者に対し、予算の範囲内で、当該事業の事業費の一部に相当する金額を補助金として交付することができる。

2 第三条第四項及び第五項の規定は、前項の補助金について準用する。この場合において、同条第四項中「災害復旧事業」とあるのは「改良事業」と読み替へるものとする。

(改良補助金の申請)

第七条 前条第一項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、改良事業の施行前に、当該改良事業の事業費についての補助金の交付申請書(以下「改良補助金交付申請書」という。)に補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書を添えて、公社に提出しなければならない。

(改良補助金の決定)

第八条 公社は、前条の規定による改良補助金交付申請書の提出があつた場合においては、その補助金の交付を受けようとする事業の内容を審査し、当該事業が改良事業に該当し、且つ、第一条に規定する目的に照らし必要なものであると認めるときは、改良事業に係る工事に関する技術的事項及び当該事業に要する標準的費用についてあらかじめ公社が定めた基準に従い、予算の範囲内で、その交付すべき補助金の金額を決定しなければならない。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定により決定した金額の補助金を交付する場合において準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは「第八条第一項」と、「前条」とあるのは「第七条」と読み替へるものとする。

(変更の承認)

第九条 第三条第一項又は第六条第一項の規定による補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた事業に係る事業計画書の内容(第五条第二項(前条第二項)において準用する場合を含む。)の規定により附された条件に従つてその内容を変更した場合又は、その変更された内容)に変更を加えようとするときは、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定による承認の申請があつた場合においては、その変更を加えようとする内容を審査し、その申請に係る変更を承認するかどうかを決定しなければならない。

3 公社は、前項の規定による変更の承認をした場合において、その変更に応じて補助金の金額を変更する必要があるときは、第五条第一項又は前条第一項に規定する公社が定めた基準に従い、第三条又は第六条の規定により交付することのできる補助金の範囲内で、その変更をしなければならない。

4 公社は、前項の規定により補助金の金額を変更する場合においては、その変更の原因となつた事業計画書の内容の変更に係る事業が第五条第一項又は前条第一項に規

定する公社が定めた基準に適合したものとなるように、第一項の規定により承認を申請された変更に係る事業計画書の内容に必要な変更を加えるべき旨の条件その他必要な条件を附することができる。

(補助金の返還)

第十条 第三条第一項の規定又は第六条第一項の規定による補助金の交付を受けた者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なく、当該各号に規定する金額を公社に返還しなければならない。

一 当該補助金の目的である建設事業が終了した場合において、当該事業に要した事業費の金額が当該補助金の金額の決定の基礎となつた事業費の見積額に満たなかつたときは、その満たなかつた部分の金額に当該補助金の金額の当該見積額に対する比率を乗じて得た金額

二 第九条第三項の規定による補助金の変更を受けた場合において、当該変更により既に交付を受けた補助金の金額が変更後の補助金の金額をこえることとなつたときは、そのこえることとなつた金額

2 公社は、第三条第一項又は第六条第一項の規定による補助金の交付を受けた者が、当該補助金を、当該補助金の交付の基礎となつた事業計画書の内容又は当該補助金の交付について公社の附した条件(第九条第四項の規定により公社の附した条件を含む。)に従つて使用していないと認められるときは、その者に対し、その使用して

いないと認められる部分の補助金に相当する金額を返還することを命ずることができる。

3 公社は、前項の規定により補助金の返還を命じようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明の機会を与えるため、公社の指定する職員をして聴聞をさせなければならない。

4 第二項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、遅滞なく、その返還を命ぜられた金額を公社に返還しなければならない。

(適用除外)

第十一条 第三条の規定は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。

- 一 経済効果の小さいもの
- 二 維持工事とみるべきもの
- 三 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの
- 四 甚しく維持管理を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

2 第六条の規定は、第三条第三項の規定の適用を受ける事業については適用しない。

3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)により国が費用を負担する災害復旧事業については、第三条又は第六条の規定は、適用しない。

第三章 製塩施設の保全措置

(製塩施設の目的外使用の制限)
第十二条 製塩施設を塩又はかん水の製造以外の目的に供しようとするときは、あらかじめ公社の許可を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 災害その他やむをえない事由で一時塩又はかん水の製造以外の目的に供する場合

二 製塩施設を補修又は改良するために塩又はかん水の製造以外の目的に供する場合

三 塩又はかん水の生産維持に支障がない場合で政令で定めるもの

2 前項の許可の申請が著しく効用の低下した製塩施設で改良の見込のないものに係るとき、経営の困難に因りなされたときその他正当の事由に基いてなされたときは、公社は、その許可を拒むことができる。

(予防措置の指示)

第十三条 公社は、製塩施設の効用の維持又は製塩施設の保全上必要があるときは、製塩施設に隣接する地域又は水域において、左の各号の一に該当するおそれがあると認められる施設を新たに設けようとする者に対し、製塩施設の効用を維持し、又は製塩施設を保全するため必要な予防施設を設けるべきことを指示することができる。

一 製塩に使用する海水の比重をボーメ〇・一度以上低下させるもの

二 製塩に使用する海水中にきよ、雑物又は毒物を注入し、その成分に著しい変化を与え製塩施設の性能又は塩の品質をそこなうもの

三 製塩施設を損壊するもの

2 前項の予防施設を設けるため必要な費用は、その施設を設けようとする者の負担とする。但し、その予防施設を設けるため必要な費用が著しく多額である場合には、公社は、その費用の一部を当該予防施設に係る前項に規定する製塩施設により塩又はかん水を製造する者に負担させることができる。

3 第一項の予防施設を設けるため必要な費用が著しく多額である場合には、同項の指示に従つてその予防施設を設けようとする者は、前項の規定によりその費用の一部を当該予防施設に係る第一項に規定する製塩施設により塩又はかん水を製造する者に負担させるべきことを、公社に対して請求することができる。

4 公社は、前項の請求があつた場合には、すみやかに、当該塩又はかん水の製造者に当該費用を負担させるかどうか、及び負担させる場合にはその金額を決定し、当該請求者に通知するとともに、負担させることを決定した者に対し当該金額を当該請求者に支払うべきことを命じなければならない。

5 前項の命令を受けた者は、当該命令に従つて、その負担すべき金額を相手方に支払わなければならない。

6 第一項に規定する者が国又は地方公共団体(港務法(昭和二十五年法律第二百十八号)による港務局を含む。以下同じ)であるときは、公社は、その必要な予防施設の設置につき、国又は当該地方公共団体に協議するものとする。

7 公社は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、第一項に規定する者(国又は地方公共団体を除く)が新たに設けようとする施設又は当該施設を設けようとする事業が農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)第三十七条に掲げる事項に係るものであるときは、あらかじめ、その指示につき農林大臣又は通商産業大臣に協議するものとする。

第四章 雑則

(公社の調査等)

第十四条 公社は、第三条若しくは第六条の規定による補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の目的である事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を求め、又は当該事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

(異議の申立)

第十五条 第十二条又は第十三条第一項若しくは第四項の規定に基き公社のなした処分に対して不服がある者は、処分の日から三十日以内に、公社の総裁に異議の申立をすることができる。

(実施規定)

第十六条 この法律の実施のための手続その他執行について必要な事項は、別段の定めがない限り、大蔵省令で定める。

第五章 罰則

第十七条 第十二条第一項の規定に

違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(罰則規定)

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第十二条第一項の規定の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第二百五十七号)は、廃止する。

3 この法律施行前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

4 日本専売公社法の一部を次のように改正する。

第一条中「及び、い、脳専売法(昭和二十四年法律第百三十三号)を、い、い、脳専売法(昭和二十四年法律第百三十三号)及び製塩施設法(昭和二十七年法律第 号)に改める。

第二十七条第七号中「及び、い、い、脳専売法を、い、い、脳専売法及び製塩施設法」に改める。

六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項の表貸付金の種類の欄中「塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第二百五十七号)」を「製塩施設法(昭和二十七年法律第 号)」に改め、同条第二項中「塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第二百五十七号)」を「製塩施設法」に改める。

6 旧塩田等災害復旧事業費補助法による補助事業に係る農林漁業資金融通法による貸付金については、なお従前の例による。

塩専売法の一部を改正する法律案
塩専売法の一部を改正する法律案
塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項中「公社は、」の下に「当分の間、」を、「製造」の下に「又はくしら、にしろその他政令で指定する漁獲物の塩蔵」を加え、同条第二項後段を次のように改める。

特別価格で買ひ受けた塩を前項の用に供するため第四項の規定による公社の許可を受けて譲り受けた者及び特別価格以外の価格で買ひ受けた塩を第五項の規定による公社の承認を受けて前項の用に供する者についても同様とする。

第二十九條第四項後段を次のように改める。

この場合において、左の各号の一に該当するときは、公社は、その塩を特別価格で買ひ受けた者から当該各号に掲げる金額を徴収する。

第二十九條第四項に第一号及び第二号として次のように加える。

一 特別価格で買ひ受けた塩をその目的を変更して第一項の用に供する場合は、又はこれを同項の用に供するに供するため他譲り渡す場合においては、当該特別価格と前条第一項の売渡価格との差額に相当する金額

二 第一項の化学製品の製造の用に供するため特別価格で買ひ受けた塩をその目的を変更して同項の漁獲物の塩蔵の用に供する場合又はこれを同項の漁獲物の塩蔵の用に供するため他譲り渡す場合においては、同項の化学製品の製造の用に供する者に売渡す場合の特別価格と同項の漁獲物の塩蔵の用に供する者に売渡す場合の特別価格との差額に相当する金額

第二十九條第五項中「塩が」の下に「あらかじめ公社の承認を受けて」を、「対し、」の下に「大蔵省令の定めるところにより」を加え、「の五分の四に相当する金額の」を「に相当する金額の範囲内で」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

○西村(直)政府委員 たいだいま議題となりました製塩施設法案外一法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、国内における塩の生産を維持増進し、もつて日本専売公社の行う塩に関する国の専売事業の健全な運営に寄与するため、塩田等の改良、新設または災害復旧事業の費用について公社に補助を行わせるとともに、製塩施設の保全及びその効用の維持のため、所要の措置をとることを目的としたものであります。

その内容の概略を申し上げますと、まず塩田等について暴風、洪水等による災害があつた場合には、現在、塩田等災害復旧事業費補助法に基いて、災害復旧事業の費用の一部を補助金として交付しておりますが、この現行補助法の規定をこの製塩施設法に吸収することとしたしました。次に、現行の補助法においては、災害復旧事業の事業費のうち、災害にかつた塩田等を原形に復旧するのに必要な金額を基準として、補助金を算定することになっておりますが、原形復旧が著しく困難または不適当な場合に、これにかわるべき施設を設ける場合には、原形復旧に必要な金額を超過する部分、すなわちいわゆる超過事業費について、一定の比率で算出した金額の範囲内の補助金を交付できることとして、塩田等の災害復旧事業費補助の制度に改善を加えることとしたしました。さらに塩田防災施設等の改良または新設につきましても、予算の範囲内で、その事業費の一部を補助金として交付できることとしたしたのであります。

以上申しましたほか、この際製塩施設の保全措置のための規定を設けることとしたしております。すなわち製塩施設を製塩以外の目的に供しようとするときは、あらかじめ公社の許可を受けなければならぬこととして、製塩施設を他の用途へ転換することを制限するとともに、製塩施設に隣接する地域または水域において、製塩施設を損壊し、またはその効用を低下させるおそれがある施設を新設しようとする者に対し、公社は、製塩施設の効用の維持保全に必要な予防施設を設けるべきことを、指示することができることとしたしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由並びに内容の概略であります。

次に塩専売法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現行塩専売法の規定によりますと、公社が苛性ソーダ、ソーダ灰等の化学製品の製造の用に供する者に塩を売渡す場合には、一般の売渡し価格より低い特別価格で売渡すことができることとなつておりますが、このほか、新たに鯨、にしん、さけ、ます、たら等の漁獲物の塩蔵用塩につきましても、これらの漁獲物の塩蔵の費用を引下げ、塩蔵関係食品を低廉な価格で供給いたしますため、特別価格で売渡すことができることとしたしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。

○佐藤委員 次にはたいだいま提案趣旨の説明を聴取いたしました両案中、塩専売法の一部を改正する法律案につきまして、政府当局より補足説明を聴取いたします。日本専売公社監理官久米政府委員。

○久米政府委員 塩専売法の一部を改正する法律案、これは皆様よく御承知の通り、長い間の懸案になつていた問題でございます。実は昨年の春、政府提案で同じ内容の法律案を提出しようとしたのでございますが、當時司令部の中に一部の反対意見がございまして、政府として正式のオーケーを得ることができませんでした。しかし正式の反対もなく、いわゆる握りつぶしという状況に相なりました。その後国会の皆様は、この塩蔵用塩の特別価格というものは重要な施策であつて、すみやかに実現をはからなければならぬというところで、政府を御鞭撻相なりするところにも、国会の各党の間で御話し合いが進められまして、昨年秋季各党共同で、司令部と折衝が行われたというふうな経過も、皆様よく御存じの通りでございます。ごく最近まで司令部側のオーケーが事実上得られなまま推移いたしました。はなはだ遺憾に存じておりましたが、最近オーケーが得られましたので、今度は政府提案ということで、御審議をお願いしておるわけでございます。この塩蔵漁獲物は、国民の最も大衆的な食品でございます。農山村における蛋白質資源の供給源として、最も重要なものでございます。塩蔵に使用します塩につきまして、大抵トン当たり二千四程度の値引きをする特別価格をつくりたいということが、この内容と相なつております。それから従来の塩蔵関係のこれらの食品の生産量等から判断いたしました、所要の塩は大体年間一万八千トンないし二万トン、従いましてこれに要する予算上の影響は、三千六百万円ないし四千万円ということに相なるわけでございます。今回の塩蔵用塩、この塩蔵と申しますのは、単純に塩魚というふうな薄塩のものは含まないのでございまして、塩蔵と称しますときには、少く

が急に逼迫した域に追い込まれた場合に、いたし方なくこれを補填して使うというふうなぐあいになると、旧来の報国債券、愛国債券というものにかわつて、使われはしないかという懸念があるのです。そういうふうな裏の目的のために、零細な金まで吸収するといふようなことが起りはしませんか。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。この貯蓄債券によりまして吸収された資金は、法案の第一条に書いてございまして、資源の開発その他経済の再建のために緊要な資金、これを調達したための目的に使うわけであります。先般の委員会でも御説明申し上げたのでありますが、さしあたり考へておりますのは、今国会に別途提案されております電源開発公社、この所要資金の一部に充てることを、とりあえず二十七年として考へておるわけでありまして、そのほか今お示しのようなその他の目的に、これを流用されるようなことがあるのではないかと、この御懸念であります。この点は現に第一条に書いてございまして、目的に限定して使用されるのであります。そういう御心配は絶対に起らないように処置いたします。

○松尾委員 それでわかりましたが、結局そういうような急な事態が発生するといふことは、河野さんがそれを今から御説明したらいへんでしようから、そういう御説明におちつくことはわかつておりますけれども、そのような事態の場合にでも、この第一条の趣旨に基いておやりになることをお願いいたします。

それからその次にお尋ねしたいのは、債券を発行出す場合に、信用金庫

とか、相互銀行とか、郵便局の窓口で扱わせることとありますけれども、売上金を国庫に納める期間、納入する期間をどのくらい置いておるか。またその期間中に、これを短期融資の資金に流用させるといふような御意図があるかどうか。この点をお伺いしたいと思ひます。

○高橋説明員 御心配の点は、金融機関にあまり長く置くのもよろしくないじやないかというお尋ねかと思ひますが、これは政府としてはできるだけ早く国庫に入れてもらうのが有利でございまして、発行した後にこちらに金が入つて来ないといふことは、その間結局無利子で運用ができないといふことになるから、他の税金とかあるいはそのほかの国の関係で、国庫金の取扱ひのいろいろ細かい規定がございまして、それらの例を見まして、金融機関としてさしつかえない範囲で、われわれといわば妥協できる範囲で、できるだけ早く国庫に入れてもらう、こういうふうに措置したいと思ひます。その期間、今のところはつきりきまつておりませんが、売出しの期日が過ぎたあとになると思ひますが、おそらく三日とか四日とか、できるだけ早い機会に入れてもらうことにして、資金運用部資金になるように措置したいと思ひております。

○松尾委員 三日とか四日ですか。

○高橋説明員 売出し期間といふものがございまして、それは十五日とか二十日とか、ある程度の期間を見なければなりませんから、その間は売つてしまつた分については一応銀行において持つておる。期間が経過したらじきに入れてもらう、こういうふうになるうか

と思ひます。だからある程度の期間には寝るようなことになりませんが、これもその条件の定め方で、売出しの最終日が発行日になるような、あるいは売出しの最終日の翌日が発行日になるようなきめ方をすれば、資金運用部としては何ら損失はない、こういうことになるのであります。

○松尾委員 今度この金融問題につきまして、ずいぶんたくさん法律が出ておるのですが、地方の零細なものを法によらずして、経済的に中央へみな引揚げてしまふということになると、地方は困るのです。せめてもこれを売り出す場合に、郵便局にやらせず、信用組合が銀行の窓口をやらせて、たとい一箇月でもそこに売上金を置いて、短期金融にまわした方が地方金融のためによいのであります。これはどうですか。

○高橋説明員 それは国庫の指定預金の例でもあるのですが、あまり短かい指定預金は使えないのです。信用金庫や相互銀行に三月くらいの間で金を預けましても、実際はそれをコールに預けましても、あるいはひい場合には他の銀行等に預金をしてしまふ。必ずこれは近いうちに返さなければならぬといふことがわかつておるものについてはおちついて貸付にまかせない。せいぜいコール市場の資金が豊富になるというところはありますが、中小企業を潤すといふふうな段階までは行かないのではなからうか。ただこれをほとんど常時売り出しまして連続的に行く場合には、絶えず幾らかの歩どまりがあるのをごさいます。そういうふうにも実際上参らぬと思ひます。必ず間が欠けてしまふので、置いておつても使

い道がなくて、中小企業まで潤わないと思うのであります。

○松尾委員 この発売させるときの手数料は、どれくらいにおきめになるのですか。

○高橋説明員 それは正式に決定される予算上の計算では、売出し価格千円につき二十五円という計算であります。

○松尾委員 これでよろしいです。

○佐藤委員 佐久間徹君。

○佐久間委員 ただいま松尾委員から四日市の燃料廠のことがちよつと出ておつたようでございしましたが、これは最近新聞紙上で騒がれておる問題で、大分誤解があるように思ふのであります。近く何か野党と言つては語弊がありますが、一部の議員から国会の問題に付するに聞いておるのであります。当委員会に真相を明らかにしていただきたいと思ひまして、質問申し上げるわけでございます。

これは私下げをめぐつていろいろの運動が行われておるという程度しか、ただいまわかつておらないのでございしますが、この問題については、通産省と最終決定をする大蔵省との間に、何かトラブルがあるように世間に言われておるのであります。はたしてその事実があるのかどうか。これをひとつお聞かせいただければと思ひましてお尋ねするのですが、いかがでございまいしょうか。

○内田(常)政府委員 四日市の海軍燃料廠、つまり第二海軍燃料廠といふものがございまして、これが現在のところ賠償指定になつております。しかし賠償指定でありましても、司令部の

許可を得て一時使用が許される建前がありますので、そこで従来からこの海軍燃料廠の転用のための一時使用につきまして、私の記憶でも約十社くらいの石油精製会社から使用申請がございまして、もつとも四日市の海軍燃料廠と申しまして、非常に広い区域でありまして、地積にして多分六十万坪くらいに及んでおると思ひます。その中で約半分くらいは石油精製ではないのであります。確定だつたと思ひますが、東海確安会社にて一時使用が承認されておまして、残る部分が今お尋ねの対象になつておるところでございまして、なおこの東海確安のほかに一、二他の石油会社に対しては、貯油施設等が一時使用として許可されておると思ひますが、これらはいずれも附帯設備でありまして、四日市燃料廠の中核的な部分ではございせん。私の申しました十社くらいは申請が出ておると申しましたのは、いずれも旧燃料廠の石油精製に関するいわば心臓的な部分でありまして、これをどうするかといふことがいろいろ問題になつております。四日市の燃料廠は、日本の海軍が持つておつた燃料廠の中で一番大きいものであり、一番新しいものであると聞いております。昭和十八年くらいに就いたしまして、ほんとにこれが運転し始めたころは、戦争の状態も非常に悪くなり、アメリカからはむろんのこと、南方の原油も取寄せられなくなつて、松根油などを処理する程度で、せつかつくつたものがあまり戦力にはならなかつたようございしました。もつとも昭和二十年ごろ三回

許可を得て一時使用が許される建前がありますので、そこで従来からこの海軍燃料廠の転用のための一時使用につきまして、私の記憶でも約十社くらいの石油精製会社から使用申請がございまして、もつとも四日市の海軍燃料廠と申しまして、非常に広い区域でありまして、地積にして多分六十万坪くらいに及んでおると思ひます。その中で約半分くらいは石油精製ではないのであります。確定だつたと思ひますが、東海確安会社にて一時使用が承認されておまして、残る部分が今お尋ねの対象になつておるところでございまして、なおこの東海確安のほかに一、二他の石油会社に対しては、貯油施設等が一時使用として許可されておると思ひますが、これらはいずれも附帯設備でありまして、四日市燃料廠の中核的な部分ではございせん。私の申しました十社くらいは申請が出ておると申しましたのは、いずれも旧燃料廠の石油精製に関するいわば心臓的な部分でありまして、これをどうするかといふことがいろいろ問題になつております。四日市の燃料廠は、日本の海軍が持つておつた燃料廠の中で一番大きいものであり、一番新しいものであると聞いております。昭和十八年くらいに就いたしまして、ほんとにこれが運転し始めたころは、戦争の状態も非常に悪くなり、アメリカからはむろんのこと、南方の原油も取寄せられなくなつて、松根油などを処理する程度で、せつかつくつたものがあまり戦力にはならなかつたようございしました。もつとも昭和二十年ごろ三回

ぐらい爆撃を受けまして、私も一度見たことがありますが、私もしろうと目から見ますと非常にこわされております。かつ化学工業でありますために、地上で目に見えませんが、そう大したものでもないように見えますが、おそらく地下のパイプその他の施設等を合せますと、今後修理を加えますならば、相当の規模で石油の精製を再開し得るものだろうと考えます。私が承知しておりますところでも、あれに修理を加えて再開しますと、一日に二万五千バレルくらいの原油の処理ができる。今日日本の原油処理の状況は、おそらく一日七万バレルか八万バレルくらいであろうと思っております。従つて現在の国内の動いている石油精製能力の四分の一くらいの規模を持つてゐる。従つてあの石油精製施設を、だれか一時使用の許可を受けて運転するだかということによりまして、そのものが石油精製上非常に有利な地位に立つたことが、もつぱら業界の最大関心事になつてゐるわけでございます。ところがこれはいろいろ説があるものでありますが、従来の一時使用といふものはいつ取上げられるかわからぬ。司令部の命令があるといつても使用の状態を中止させて——これは賠償指定になつておりますから、いつやめさせられるかもしれないといふことのために、他の施設でもこれはそうではありませんが、一時使用料といふものは非常に安かつた。もちろん政府が払い下げるわけでもないのですからいけい金はいくらぬ。毎年何がしかの使用料を払つて行けばそれで施設の運転ができるということのために、十社というところから申請があつたと思ひま

す。しかし御承知のように講和条約が発効いたしますと、賠償指定は自動的になくなりますが、今までのような安い使用料で、民間の申請会社に貸し付けるといふことはございせん。従つて今後は政府が評価する相当の価格で、それを買ひとらなければならぬことになつてゐます。そうすると、今まで一時使用申請中の十社が十社まで、単独でこれの払下げを受け得る資力があつたかどうか、ここにもかなり問題があるかどうか、いずれにしても今までの申請が一時使用を對象としておつたものが、今後は私どもの方針はこれを評価額で払い下げることになりまして、そこら問題がかなり違つて来ると思ひます。なおお尋ねのように、大蔵省と通産省との間には意見の相違や争ひはございせん。それは、御質問のいかに私から申し上げてしまふものいかにかと思ひますが、今日他の委員等では、問題にされておりますのは、あれを某々一社が資金的にも資格あるものとして、ことに資金の面については外資を入れて、その資力によつてあれを買ひとる、こういう申請があるさうだが、さうなことになる場合には、日本の石油の精製施設の相当大きな部分に、外国の勢力が入ることになりはせぬか、その辺は政府はどう考へるか、むしろこれはその一社ではなしに、数社で共同で経営させるようにした方が適當ではないか、あるいは国がむしろあれを現物出資をして、他の足りない資金を民間から集めて、一つの特設会社のような形に運営したらどうか、それらの今後の運営方式いかんということが問題になつてゐるのではないと思ひます。大蔵省に關

しますものは、あの財産はまさに大蔵省所管の国有財産でありますから、最後に売るか貸すか、また幾らに売るかということは大蔵省の仕事でありますけれども、大蔵省は財政官庁でありまして作業官庁ではないのであります。いかなる形態であれの復旧をはかつたらいいか、どこにやらしたらいいかというところにつきましては、大蔵省自体が判断するよりも、むしろ石油行政の担当官庁である通産省の意見をまつ、こういう態度であります。その大蔵省の態度と照應いたしまして、通産省で現在すでに、たとえば播磨製造所の関係は、これはまあ石油に直接の關係はない方々の方でありますけれども、識見ある産業界、金融家等のいわゆる五人委員会というものが、非公式に通産大臣の御相談相手の機関として通産省の中につくられて、そこで一切の状況を説明されて、これはおもしろい形で運営させるのがいいかというのを御研究中のようでありまして、通産省の意見がきまりますと、通産省から大蔵省にその意見の通報がある。大蔵省におきましては通産省の意見を、これは大蔵省単独ではなしに他の作業官庁、たとえば運輸省、経済安定本部というふうな他の作業官庁と、転用に關して常時催してありますところの關係官庁間の協議会のようなものがございまして、通産省の意見をその協議会できまして、みな異存のないところで最終的な処分を決定する、こういうことに相なると思ひます。

常になにか安い評価額を示しているようだが、これは話にならぬような安い評価額だ、さうな評価額は適當とは思へないといふような御意見もありませんが、その点につきましては、大蔵省はまだ評価を完了したしておりません。従ひまして何億圓というふうなこともまつたくきまつておりません。ただこれは四日市の燃料施設に限らず、賠償指定になつております旧軍用施設につきましては、昭和二十三年に司令部の命令によりまして評価をしたものがございまして、これは非常に大きな仕組みと相當の金を使ひまして、当時の民間の有識者といひますか、経験者の応援までも得まして、昭和二十三年の状態で評価をしたものを大蔵省が持つております。詳しく申しますと、二十三年に評価をしたのですが、評価の価格は二十三年で評価をしたのではなしに、一九三九年ですか、ですから昭和十四年に引きまして、昭和十四年の時価で、現状の状態は一九四八年の状態で評価をしたものがございまして、それを基礎といたしまして、その後の物価の倍率と申しますか、これは一般的の標準物価とか卸売物価でなしに、同種の機械なんかの市場価格の動き方の系数、大体これは機械なんかの一九三九年から今日までの値上り額で、一般の物価よりも上り方が割合少く、八十倍ないし百二十倍のようでありまして、そのようなものをかけまして一応の評価をするようであります。これはあくまでも一応の机上の評価でありまして、机上の評価をもととして、なお民間の有識者つまり信託会社とか、あるいは産業銀行とか、あるいは工場

財団等を取扱う機関というふうな方々の協力を得まして、さらにその最終評価をやり直す、こういう予定であります。現在のところは、大蔵省としては評価がきまつておらないのであります。従つて従来より問題にされてきたように、評価が安いとか高いとかいふところまで来ていないのが現状であります。以上一応申し上げました。

○佐久間委員 私の尋ねようとすることは、要するに他の方面で大分問題になつており、またこれは国会の問題になる性質のものであるということ、所管の当委員会が全然これを等閑に付するといふことはどうかと思つたので、概要を説明していただこうと思つてお尋ねしているわけでありまして、ただいま局長から詳細に御説明がありまして、まだ最終決定にはもろろん至つていない、価格の点もきまつていないのだといふことで、私の質問しようと思つたことも結局必要がないことになりました。ただその中でわれわれの一番心配しているのは、いわゆる産業役を勤める通産省と最後決定権を持つてゐる大蔵省との間に、これをめぐる運動屋ですか、そういう連中がおのおのの勢力を利用して大分論争をしておるとか、あるいは猛運動を続けておるとか、あるいはさうなわけ、自然通産省あるいは大蔵省に対して、相当政治的圧迫がかつておるといふことが言われておるわけでありまして、大体腹づもりがきまつておるようなことも言われておるわけでございます。今お話しによればさういふことはないんだといふことでございまして、安心したわけでありまして、

そこでもう一、二点お尋ねしたいの

は、旧大阪造兵廠の播磨製造所でございますか、これが図上の査定においては十五億円で神戸製鋼所に払下げになった。この例から見ると、あるいは臆測であるかもしれませんが、今度の四日市の分は五十億円で査定しておるということがあるお話をしております。ところがこれは地下パイプなどを非常に多く持つておるので、それらのことを考えてみると、価格は七百億くらいじゃないかというふうなこともあつたらうお話を上つておる。おそらく大蔵省としては、おつしやる通り最終決定はしないのだという事です、これもまたいろいろの委員会にかけて、最終決定に至るであらうから、ここでどう議論する必要があると思ひますけれども、とにかくこれが非常な問題になつておるときでありますから、特に今後は最後決定は大蔵省にありというならば、世間からいろいろ言われないように、十分御戒心のほどをお願いしたいことを申し上げたいのであります。こまかいことは新聞に詳しく出ており、きょうここに持つて来ておりますが、そんなことは一々質問しようとは思ひません。大綱を今の御説明によりまして了承した次第であります。

○内田(常)政府委員 佐久間さんのお尋ね以外のことにわたりまして、私は持たせぶりの答弁を一々するのめいがかかと思ひまして、總括的に申してしまつたはずで、真相はあの通りであります。ただ最後にお話のございました一部の評価によると七百億円、これは私も今まで聞きましてしうちで一番高い値段で、だん／＼多くなつて行くやうであります。この前の委員会では

たか経済ジープでございますか何か、その雑誌の記事にあるということに關連して発言があつたときには、五百六十億円というお話があつたやうであります。きょうまた七百億円ということでありまして、あすは九百億円くらいになるかもしれません、それはこういう意味ではなからうかと思ひます。

当時軍が、昭和十四年ごろから十八年ごろまでにつくつたのですが、その当時の軍が幾らの金を使つたか、あの辺の民家を立ちのかせたり、いろいろな補償費まで払つて、当時の言葉で言う、軍がやるんだから親方日の丸で、幾ら金がかかろうと、軍事目的のために相当強行してやつたやうに思ひます。そのときの費用と今日の物価は三百倍になつておるといふことで、三百倍すると、あるいは五百倍というやうな数字が出るかもしれませんが、今日評価を大蔵省がいたす場合には、昔親方日の丸で支出した金を、全体の御覧物価へかけるということは経済に適合しないので、現状を他の同種の工場施設なり、あるいは土地でいへば類地の価格というものを基準にして、まつたぐの経済的時価を出すという方法が適當だろうと思ひます。ことに先ほどもちよつと触れましたやうに、三回の爆撃を受けまして、相當いたんだり風化したりしております。これは行つてござらんになるとわかりますが、化学施設でありますために、保温施設とかいろいろなものがありますが、それが風化したり、とられたりしてござります、昔の状態と大いにかわつて来ております。そこで今手がかりになりますのは、先ほど申しましたやうに昭和二十三年の状態で評価したものがあつた

から、それをもとにしてその後の償却なり破損の状況とか、あるいは私どもの管理が十分でないために、物を持ち出されたというやうなものもあるんじゃないかと思ひます。そういうやうな状態を一切加味いたしまして、経済的の客観評価をするという方法をいたしますと、そこに何百億という評価はどうかならないやうであります。お尋ねの五十億ならどうかというお話でありましたが、これはまだ昭和二十三年の評価を基礎とする図上評価も完了しておりませんので、何とも申し上げられませんが、あなたのお耳にまで伝わつておるなら、むしろ申し上げた方がいいと思ひますが、物がなくなつておる状態とか、ことに悪くなつておる状態を別にしますと、一億四十億ないし五十億の評価になるのではなからうかということを、私の方の係官が、これは図上査定もしないで想像をいたしたことはござります。それが伝わつておると思ひますが、これは現実的に即してやると、それより安いかもしれない、高いかもしれない。少くとも大阪造兵廠の播磨製造所の基準価格十五億、それも基準価格で現地につきましてやつてみて、上げ下げはありますが、それよりも高いものだらうということは間違ひないと思ひます。以上申し上げましたことが私の知つておることの全部であります、間違ひございませ

ん。

○佐久間委員 それではもう一つ伺いますが、四日市海軍燃料廠施設運営会社準備委員というものがあつたことを御存じですか。

情書のありますことは承知しております。これはどこまで一体判をこたれたのか知りませんが、そのもとになる方四人くらいが今の準備委員というやうな名前で、一社にやらせるよりも共同でやらせた方が穩便だという趣旨の陳情書が、通産省にも大蔵省にも御提出になつております。

○佐久間委員 大蔵省としては当面の責任者としてのあなたのお考えは、国民の血税によつてつくつたものであつて、従つてこれは国家の所有で、民間に使用させて行くという形をとつた方がいいという議論があるのですが、その点に關してどういふお考えをお持ちになつておりますか。その点をお尋ねします。

○内田(常)政府委員 これは最高政策に關する問題で、私がただ財産管理者という立場からは何とも申し上げにくいのであります。自衛力増強その他のことが言われておりまして、これはまつたぐの私個人の意見であります。が、おそらく昔のやうに燃料廠に限らず、その他の造兵廠につきましても、政府みずから施設を運営するということ、財産の面その他から困難ではなからうか。どうしてもかりに自衛力増強等の問題がありまして、民間の企業をして運営せしめて、政府が調停するやうな形になる方が、今の日本の財政状況からは適當ではないかと、私は個人的には考へます。ただその中間的の行き方として、昔の官有民営といひますか、政府が持つておつて、民間に運営せよという形も理論的には考えられますが、さういふことがはたして現実に即するかどうかということにつき

ましては、私個人としては疑問だと思ひます。ただ政府が現物出資として民間からも資本参加をさせて、一つの特殊会社のようなものをつくるというところは、最高政策で定められるならそれは別でありまして、これは一つの方法であらうと思ひます。もつともこれをやりますためには、国有財産法あるいは財産法の規定によりまして、政府が国有財産を出資するためには、法律がなければできないことになつておりますから、おそらく特別な法律でも政府提出で国会にはかつてやらなければ、政府単独ではできないことであると思ひます。

○佐久間委員 おそらくその点はいろ／＼いつて来ると思つております。それから外国資本等を導入すべきでないということを言つておられますが、それらの点については十分ひとつお考えおきを願つて、はつきりした線をお出しになつて、亡者どもを安心させるやうに、一日も早く決定せられるやうに私はお願いしたいと思つております。私の質問はこれで終りいたします。

○佐藤委員長 大上司君。

○大上委員 ほんのちよつと質問いたします。まずただいま提案になつております国有財産の問題ですが、この逐条的なことはやめますが、第七条あるいは第九条等を見まして、非常に伏魔殿的なものがあるやうに思ふのです。まずそれは第七条の規定では、いろいろありますが、略した意味で、政令で定めることになつておるので、大体のことはおわかりだらうと思ひますので、その内容を説明してもらいたいのが一つと、それからいま一つは「事業

者に対し事業の成功を条件としてその財産の売却又は貸付の契約をすることである。それは事業の成功はどうか。この基準で判定なさるのですか。この判定基準というものがあろうか。その判定基準というものを示し願いたい。そこでわれ／＼が単なる常識的に判断してみますと、非常に伏魔殿のような気がする。その裏づけをいたしまして、まず管財局長にお尋ねしたいことは、昭和二十年度の会計検査院から出されたところの会計検査報告をお読みになったかどうか。おそらく読んでおられると思いますが、その中で批難事項として上つておられるのは、国有財産管理のあなたの所管だけで約五十一件もある。その中には当然いわけゆる職員の不正事項というものも相当出ておられますが、そういう問題は特にあなたの監督の十分によるものだろうと私は思います。そこで、こういうふうな既往の実績から見られて、今度の七条の規定をどうお使いになるかという点について、確固たる監督者としての立場をひとつ伺いたい。

その次に同じようなことですが、第九条の規定で、同じように政令で定める事業者に對し、その所有する機械が非常に悪くなつた、これは交換するに及ぶ。そこで機械もいろいろあります。特にわれ／＼がよく言うところの旋盤も、十二尺盤もあるし八尺盤もあるし六尺盤もある。これをどの程度で古くなつたものと判定なさるか。使用年度でなさるか、あるいは今まで使つておられるものも使つておられないものもあるのだが、この機械をどの程度に置くならば、これが古くなつたと判定づけられるか、一括して質問いたします。

最後にお尋ねしたいのは、もう四月下旬になつておられるのですが、この法律は附則を見ますと、昭和二十七年四月一日から施行するということになつておられる。そこでまずこれに関連をもちまして、あなたが監督なさる、または事務を遂行する上において、昭和二十七年年度予算にどの程度事務費を出しておられるか。従つて余つた分が出て来るはずですか。どれだけ余剰をなさるか。その三点をとりまゝとお尋ねいたします。

○内田(常)政府委員 大上さんからたいへん推問的な御質問を受けまして、まことに恐縮するのでありますが、この法律につきましても、実は長い間委員会にも付託せられ、私もたび／＼各種の委員会でも説明をいたして来ております。これはもう一度私の氣持を申し上げますと、従来国有財産の処理はもっぱら財政法的感覚で行われておつた。国の財政法あるいは国有財産法という財政処理だけのもつぱら来た。ところが国有財産の現状を見ますと、単に財政法的な感覚だけから処理したのでは足りないのではないか。むしろ産業経済法的感覚から処理すべきである。つまり財政法で交換できないものを売るというやり方だけをとりつて参りましたし、またさういふ見地から会計検査院等から批難事項も受けておつたのであります。それを今日の社会経済の状況に適合するように、社会経済的感覚から処理する。言いかえると国有財産の処理を、財政法から経済法の範疇に少し持つて参つたら、その方が実情に合ふだろうという趣旨で、この法律の全

体ができております。従つてお尋ねの第七條關係であります。これも決して私どもの意図では、伏魔殿を来すようなつもりは毛頭ないところから出発しておるのであります。たとえば土地改良、災害の復旧防除等の問題があらまう際に、今日の財政法あるいは今のまでの国有財産法の建前だけから申しますと、処分をします際は処分時の状況で処分するよりしようがない。非常な荒地や災害をこうむつたところを、民間の公共団体あるいは企業組合等が非常に苦心をしてよい状態にしてしましても、いざ政府から買うときには、政府はよくなつた状態で売ります。これは非常にその実情から申して無理だ。これは非常に悪いところを、自分らが政府の承認を受けて非常に苦勞していい土地に直したものだから、売らなければならぬ。いい状態になつたものを売るのは無理じゃないか。前の素地と申しましたか、復旧前、改良前の状態であるべきじゃないか、こういう問題が起ると思ひます。そこでこれはその土地の改良と申しますか、ある種の事業について政府の承認を受けてやつた場合には、その改良される前の状態で売ることができるといふ予約をしておく。事業が成功した場合に、それに関連する部分の前の予約の通りに、安い価格で売れるということにする。また事業が全体として成功しなくても、諸般の情勢から見て一部の成功が意味があるなら、これも予約通り売れる、こういう趣旨であります。成功したか、成功しなかつたかの認定につきましても、まだ法律的な基準というものはできておりませんが、先ほど申し上げましたような社会経済あるいは産業的の見地から、

無理のないように基準を設けて行きたいと思ひます。なおこの第七條の規定は、実は日本が占領軍に占領されまう前の大昔の——大昔でもございせんが、敗戦前の国有財産法には、大体これと同趣旨の規定がございました。それを進駐軍が参りましてから、その規定その他の改正がありました。それに落してしまつたものを、復活させたようなものでございします。昔もこれはあつたことを申し上げます。

それから第九條の機械の交換であります。これもまた私が最初に申しました、財政から経済へという趣旨から出ておるのであります。今日日本の中小企業が、一方において企業合理化とか、設備の近代化ということが叫ばれておつても、なか／＼中小企業までの近代化ができておらぬ。しかるに政府が何万台かの機械を持つて、それを財政法的見地から入札してただ売りさすればよい、中小企業の機械が改良できなくてもいいという見地にどうもならないで、それをさらに一歩を進めて、さういふ悪い機械が国内に横行しているのは、国家の経済のために非常に大きな損失だから、さういふものはこれをスクラップに鑄つぶして、国の機械に置きかえてやるのです。いわばスクラップ・アンド・ビルドの政策をとる。ここで政令で定めるといふのは大体中小企業の範囲をきめるつもりでございます。

それから最後の四月一日から施行するということにつきましては、これは当委員会の理事の方とも三月中にお打ち合せしたのであります。この法律はたいへんおもしろい法律であつて、国民経済に貢献する法律であるから、ゆ

つくりひとつでできるだけいい状態にみな理解して、これは悪い法律でなく、非常にいい法律だから、みんなでゆつくり味つた上で、満足したところで判定したい。特に年度がかわつて四月一日からでなければならぬという問題ではなしに、四月一日が過ぎても、これは国民の幸福になる法律だからやろうじやないかということで、私もこれを了承したわけでありまして、なお、これをやりますために特別の経費を予算に計上してはおりません。さういふ経済法的な法律をやつても、やらないでも、国有財産の管理、処分のために経費が計上してあるものであります。これをやつたから特によけいな経費がかかるという趣旨で、予算に計上してはございせんけれども、四月一日が五月一日にかりに延びましても、その間の経費が浮くというものではありせんことを、御了承願ひたいと思ひます。

○大上委員 最後の三点について、ちよつと結びが悪かつたので再質問いたしたいと思ひますが、特に第七條については法律云々ということもありましたし、時間も来ておるようでありますから、与党の立場から引込めましよう。

そこで最後にお尋ねしたいのです。これはお答えがなかつたのですが、いわゆる非常に会計検査院の批難事項が多い。それで私らの受ける考え方は、さういふふうなもので非常にこれは多いのだ、しかも事務費もさらに計上しなくてはならないというお話であります。が、われ／＼の考えから行くと、仕事量の量なり、行政事務の量がふえて行くのではないか。そこで現在のような行

き方から見ますと、監督はしておられるだろうが、私生活まで云々というところであつたは逃げられるかもしれないけれども、これは当然監督の十分によつてとわれ／＼は思ふ。そこで、どういふふうな運営をおやりになればそれを防げるか、それをお尋ねします。

○内田(常)政府委員 会計検査院の報告に、国有財産に關して数多くの不当事項があげられておりますことは、これは私も責任者といつたしまして、監督の及ばなかつたことはまことに申訳ないところでありまして、決算委員会等におきましてもしば／＼おわびを申し上げ、また改善の意向等も申し述べております。もつとも検査院の機能と申しますとまた問題になるかも知れませんが、会計検査院の不当事項の取扱ひの中には、私もとしても、悪い点ばかりでなくあるものであります。ただ財政法的見地から申しますと、不当事項になるという種類のものもございまして、たとえば公定価格が改訂になつたのに、なぜ政府の売値は上げないのかという意味のものであります。この点については公定価格が改訂になつたから、政府の処分価格をただちに引上げなければならぬものと思へないやうな氣もするのであります。たとえばそういう種類のものは政府はできるだけ高く売ればよい。財政法の精神に合ひさへすれば、経済的にそぐわなくとも、それが財政法の精神だといふ意味のおしかりを受けたこともあるのであります。それらのことについては決算委員会において、逐次誠意を披瀝して御理解を願うようにしております。われ／＼としまして不当事項としてあげられたのは申訳

ないことであります。あらためてこの機会に陳謝をし、お約束をするのはないと思つております。なお本省としましては、これらの財産は直接所管しない、本省にある私どもの機構はいわば主税局のような機構でありまして、国税庁、国税局に當る機構として、實際財産を管理処分をする機構といつたしまして、御承知のやうに各財務局があり、その下にちやうど税務署に當ります機構として、財務部というものがございまして、これらの役所に屬する職員が取扱うわけでありまして、私も監督も十分な点がありまして、末端の職員にしば／＼不正の事實があるわけでございます。しかしそれらも検査報告で御承知のやうに大体スクラップの処理、スクラップを搬出する際の不正、贋贋といふよりもむしろ看守——財務部あるいは現場の看守のような、公務員ではあるけれども、特殊の役目を持つてゐる看守のやうなものが民間の買受人とぐるになつて、一車スクラップを持ち出すべきところを、ごまかして他の一車も運び去つたといふ、これを窃盜のような事件が大部分でございまして、これを監督するために今までより財産の管理を厳重にし、ことに人間、車の出入り等を一々伝票のやうなものをつくりまして、受払いを厳正にするといふことより、防ぎようがないのでありますけれども、これらの点につきましては、昨年来の入門、出門伝票等を整備いたしました。人員の許す限り、また予算の許す限り、手を配るやうにいたしております。今後はさうな事件は、たとひ小さいとはいへ、絶無を期したいと考えてございます。

○小山委員 ただいま大上委員からお話がありました。この国有財産特別措置法につきましては、非常に政令事項が多いのであります。しかもその政令の内容いかんによつて、この法律の目的が右にも左にも曲るやうな分も、相当程度あると私は思つております。政令の内容は一体どういふふうにするつもりかといふやうな方針は、この委員会を通じて伺つたのであります。が、實際にその政令が、この委員会において質疑応答されたやうな方向において、できるかどうかといふことについては、なおまだわかつていない。そこで委員会が質疑応答されたやうな方向に、この政令ができるかどうかといふことについては、われ／＼も強い關心を持つてゐるのであります。政令ができる前に、われ／＼が希望するやうな、委員会を通じて質疑応答があり、あるいは委員会の各委員の諸君が申されたやうな趣旨に、政令ができておるかどうかを見る機会を与えられて——といふとおかしいのですが、そういうふうな機会をそちらの方で提供される御意思があるかどうか。

○内田(常)政府委員 政令事項はたびたび御説明申し上げましたやうな考え方で、誤りなきを期するつもりであります。が、なお政令案等ができました際、適宜の方法、たとえばこれは一つの方法にすぎませんが、与党の政調会の御意見も承るといふやうな方法をとるやうにいたしたいと考えております。

○奥村委員 時間が経過したので、同僚諸君に非常に恐縮であります。一点だけ国民貯蓄債券に關してお尋ねいたします。この規定を読み、また政府の腹案をお尋ねしてみますと、国民貯蓄債券が案外に利用者にとつて有利でないという感じが強い。つまり五年のすえ置きで、五年間最終まで持つて、その最終の利回りが六分九厘六毛、そこで途中でこれを政府が買い上げるといふ場合は、まず半年はすえ置き、一年間は発行価格で買い上げる。つまり一年間に売り渡すといふ場合には全然利子がつかぬ。それからあとだんだん買上げ価格は多少は有利になるでしょうが、最も有利なもので五年すえ置きで六分九厘六毛、しかも法律の規定によると、抽籤によつて割増金をつけるということになつてゐるが、実は今つける計画をしていない。この割増金によつて非常に魅力があるのであるが、これをやらない。これでは国民貯蓄債券といふものはなほ魅力がないもので、政府の今回の初めての企てにおいてはたしてうまく行くかどうか。政府は六十億消化できると言われるかもしれないが、従来のやり方を見ると、おそらく郵便局に割当て、半強制的に、無理に押しつけるといふことでもつて消化できると言ふかしらぬが、それでは今後この国民貯蓄債券を永続してやられるについて、遺憾な点がでるのではないかと。はたしてこういう魅力のない、しかもあまり有利でないものを予定通り消化できるかどうか、その政府の自信のほどをお伺ひしておきたい。

○河野(通)政府委員 私どもは委員会である／＼御説明申し上げておりますやうな趣旨によりまして、この貯蓄債券の消化はできると思つております。条件の問題でいろいろお話が出ましたが、これは法律にも書いてございます。ように、一般の金利水準等を権衡をとりながら、特に税の關係の取扱ひ等の権衡等も頭に置きながら、この程度の利回りが適當であらうという結論に到達したところでありまして、もつともこの点はまだ具体的にいつきり確定したところではございません。一応の腹案といふ程度でございます。条件等につきましては、實際に應じて消化が可能なところを目安にして参りたい。しかしながら消化を十分に行ふことだけを考へまして、他の一般の金融機關の金利水準、それらの条件を無視したやり方は、これは適當でない。特にこれは政府が発行いたすものでありますから、一般の金融機關の資金の吸収の方途としての預貯金等とは、信用の程度といつたやうなものにつきましても幾分違ひます。そういう一關係も頭に置きながら、一般の金利水準も目安にして考へて行きたい、かように考へておる次第でございます。ただいまのところでは、私も今予定したしております程度の消化はできるものと考えております。

第二に割増金の問題であります。この法案では割増金はつけられることに、お願いをいたしたいと思つておりますが、さしあたり当初におきましては、割増金をつけないで発行いたしてみたい。それでその後の消化の状況によりましては、やはり割増金といつたものをつけないければおもしろみがなない、割増金がないために消化が非常にうまく行かないといつた場合におきましては、割増金をつけるということとで参りたいと思つております。さしあたりの問題としては割増金をつけないで、何とかたたいま申し上げましたよ

成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に国有財産法第十三条の基礎に基き、国会の議決を求めるの件を議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。島村一郎君。

○島村委員 私は自由党を代表して、本案に対して希望条件を付して賛成を表明したいと存じます。

すなわち当面の問題となつております千代田グラウンドは、現在運動施設として広く都民に利用されておる状況でありますから、公共福祉用の財産に編入後におきましても、その整備の計画を立てる際には、右の事情をとくと考慮の上運営せられるよう強く希望いたしますして、本案に賛成いたすものであります。

○佐藤委員長 高田富之君。

○高田(富)委員 私は日本共産党を代表いたしまして、本案に反対の意を一言申し述べたいと思ひます。

ただいまの与党の賛成討論の中にもありました、私もといえども、もし確実にその希望条件がそのまゝ実行されるということであれば、あえて反対する理由もないわけではあります。が、その約束が将来にわたつて守られる問題であるならば、むしろこのようなことをやらない方がよろしいのであります。われわれは国会における決議を無視したり何かすることにつきましては、まったく常習犯とも言うべき政府に対して、かかる希望条件を付して渡すことはできないのであります。この陳情書等にもありますように、官公庁三十万勤労者諸君のために

現に利用されておるものを、将来宮城をますくつばにして、天皇の威厳を高めるために、いろいろ復古的な改造をやろうという危険性がきわめて大でありますので、私はこれに対しては反対をいたすものであります。

○佐藤委員長 内藤友明君。

○内藤(友)委員 島村さんが私どもの気持も代表しておつしやるのだと思つておりましたが、御自分だけのことをおつしやつたので、私も——これはうしろの社会党の松尾さんもそうでありますが、島村さんの希望条件を付して私も賛成いたします。

○佐藤委員長 討論は終局いたしました。これより本件につきまして採決いたします。本件を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決せられました。

○佐藤委員長 次に先ほど政府当局より説明を聴取いたしました塩専売法の一部を改正する法律案を議題として質疑に入ります。質疑は通告順にこれを許します。三宅君。

○三宅(則)委員 ただいま議題となりました塩専売法につきましては、大体この趣旨におきまして、いわゆる苛性ソーダでありますとか、ソーダ灰等につきまして、化学製品の製造用に供します塩、並びににしんや鯨、さけ、ます等に對します、こういうような漁獲物の塩蔵用の塩につきましては賛成をするものであります。これに関連いたしまして私どもは、私の特に要望いたしておりますところの農産用、特に

農林省では多くの予算をとつておりますが、ことに土地改良でありますとか、農地の改良等についての問題であります。陶管、これは灌漑用もしくは排水用に必要欠くべからざる重要なものであります。が、これに使用します塩に對しましてはどういう方策をとつておられますか。私は農産用、食糧用に對しましては特に考慮を払つて、少しく安く販売してやる方がよろしいと思ひますが、大蔵省はどういうふうにかえておられますか、この際説明を求めます。

○久米政府委員 陶管用の塩につきましては、三宅委員はたびたびこの委員会の席上で御意見を述べ、おられます。制度的には困難と考えますが、実際問題としての処理を考えて行きたいと思つております。

○三宅(則)委員 私は今の政府委員の御答弁には満足しておりません。なぜならば今度は農林省がたいへん多く予算をとつておられるわけですから、二百億も増大しておられるわけでありまして、少く考えればそういう施策はできるわけでありまして、これは久米監理官の方の御研究を煩わしまして、近いうちにそういうような施策を施すことこそ、わが国の食糧の自給態勢を確立する上において、必要欠くべからざるものであると思つております。もう少し農林省当局と折衝を重ねられまして、もう一段と公平にして妥当なる案をお出しになる御用意があるかどうか、この際御説明を願ひたいと思ひます。

○久米政府委員 法案としては、ただいま御審議を願つております法案で十分と考えております。ただ将来の問題といたしましては御意見のあるところ

ろはよく考えます。

○三宅(則)委員 政務次官がおられますから、政務次官にお尋ねいたします。塩専売法の一部を改正する法律案につきましては、かようなことになりました事柄は賛成です。苛性ソーダにいたしましては、鯨にいたしましては、日本の現今の施策といたしましては適當であります。が、どうか大蔵省といたしましては農林省と特別に關係があるわけでありまして、もう少しくくり下げまして、実際の国民の要望いたしております陳情等についても了解のもとに、至急そういう施策を講ずるような御用意を持つていただきたいと思います。御意見をいただきたいと存じます。

○西村(直)政府委員 国会から政務次官が送られておりますから、国会議員のお考えにつきましては十分考慮をしながら、同時に国の施策がそれに合うように考えて参りたい、かように御答弁申し上げます。

○奥村委員 ただいま議題となつております塩専売法の一部を改正する法律案につきましては、その内容についてはすでに前々国会において、この大蔵委員の中で議員提案で提案しようという計画もありましたので、審議は十分實質上尽くされておると思われまして、この際本案につきましては質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○佐藤委員長 ただいま奥村君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ないようでありますから、本案につきましてはこの際

質疑を打ち切り、討論を省略してただちに採決に入ることいたします。

塩専売法の一部を改正する法律案を議題として、採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決せられました。

なお本日採決いたしました五法案に關する報告書の作成並びに提出手續等につきましては、委員長に御一任願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十一分散会

〔参照〕

国有財産特別措置法案(内閣提出)に關する報告書

国民貯蓄債券法案(内閣提出)に關する報告書

設備輸出為替損失補償法案(内閣提出)に關する報告書

国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件(内閣提出)に關する報告書

塩専売法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕